

## - 建設業許可の要件 -

### 1. 経営管理責任者の要件

法人の場合、常勤の役員(取締役)のうち1人が、個人の場合、事業主または支配人のうち1人が、次のいずれかに該当すること

一般建設業	特定建設業
<p>【法第7条第1号】</p> <p>イ) 許可を受けようとする建設業に関し、5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者</p> <p>ロ) イと同等以上の能力を有する者と認められた者</p> <p style="padding-left: 2em;">許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し、7年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者</p> <p style="padding-left: 2em;">許可を受けようとする建設業に関し、7年以上経営業務を補佐した経験を有する者(許可を有する個人事業主が事業を承継する場合に限る)</p> <p style="padding-left: 2em;">その他、国土交通大臣が個別の申請に基づき認めた者</p>	<p>【法第15条第1号】</p> <p>同左</p>

### 2. 専任技術者の要件

すべての営業所に次のいずれかに該当する専任の技術者がいること

一般建設業	特定建設業
<p>【法第7条第2号】</p> <p>許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、次に掲げるいずれかの要件に該当する者</p> <p>イ) 学校教育法による高等学校(旧実業学校を含む)を卒業後5年以上、大学(高等専門学校、旧専門学校を含む)を卒業後3年以上実務の経験を有する者で、国土交通省令で定める学科を修めた者</p> <p>ロ) 10年以上の実務経験を有する者(一部の業種で緩和措置があります。)</p> <p>ハ) イ・ロと同等またはそれ以上の知識・技術・技能を有すると認められた者(資格免許を有する者)</p>	<p>【法第15条第2号】</p> <p>許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、次に掲げるいずれかの要件に該当する者</p> <p>イ) 法第27条第1項による技術検定その他の法令の規定による試験で国土交通大臣が定めるものに合格した者。または他の法令の規定による免許で国土交通大臣が定めるものを受けた者(国土交通大臣が定めた資格免許を有する者)</p> <p>ロ) 法第7条第2号イ・ロ・ハに該当(同左)し、かつ、元請として4,500万円以上の工事について2年以上の指導監督的な実務経験を有する者(ただし、指定建設業の場合を除く。)</p> <p>ハ) 国土交通大臣が、イまたはロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認めた者</p>

### 3. 誠実性の要件

請負契約に関し、不正または不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと

一般建設業	特定建設業
【法第7条第3号】 法人、その法人の役員、個人事業主、令第3条の使用人(支配人・支店長・営業所長)が上に該当すること	【法第15条第1号】 同左

### 4. 財産的基礎の要件

請負契約を履行するに足りる財産的基礎を有すること

一般建設業	特定建設業
【法第7条第4号】 次のいずれかに該当すること 自己資本が500万円以上あること 500万円以上の資金調達能力のあること 直前5年間許可を受けて継続して 営業した実績のあること	【法第15条第3号】 次のすべてに該当すること 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと 流動比率が75%以上であること 資本金の額が2,000万円以上あること 自己資本の額が4,000万円以上あること

### 5. その他

許可を受けようとする者が次のいずれかに該当するときは許可を受けることができません( 欠格要件 )

一般建設業	特定建設業
【法第8条および第17条】 次のいずれかに該当するものは、許可を受けられません。 1. 許可申請書または添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、または重要な事実の記載が欠けているとき 2. 法人にあってはその法人の役員、個人にあってはその本人・支配人、その他 支店長・営業所長等が次の要件に該当しているとき 成年被後見人、被保佐人または破産者で復権を得ない者 不正の手段により許可を受けたこと等により、その許可を取り消されてから5年を経過しない者 許可の取り消しを逃れるために廃業の届出をしてから5年を経過しない者 法第28条第3項または第5項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止期間が経過しない者 法第29条の4の規定により営業を禁止され、その禁止期間が経過しない者 禁固以上の刑に処され、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 建設業法、建築基準法、労働基準法等の建設工事の施工もしくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令のうち政令で定めるもの、もしくは 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、または刑法第204条(傷害)、第206条(現場助勢)、第208条(暴行)、	

第 208 条の 3(凶器準備集合及び結集)、第 222 条(脅迫)、第 247 条(背任)の罪もしくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金刑に処せられ、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者